

第4回横浜市障害者差別解消検討部会

日時：平成27年3月24日（火） 午前10時～12時

会場：市庁舎5階 関係機関執務室

次 第

1 開会

（配付資料の確認、説明）

2 議題

（1）事例募集の結果について

（2）寄せられた事例の分類について

【委員に話し合ってくださいこと】

① 資料3の「検討用分類」について、分かりづらい点や、直した方がよいと思う点がありますか？

② 資料4の事例は、それぞれどの分類に入りますか？ また、そこに分類した理由は何ですか？

③ 事例の分類作業は、本日の検討部会の意見に基づいて事務局が行い、それを検討部会であらためて確認するという進め方でよいですか？

（3）課題の整理（今後の検討事項）について

3 その他（連絡事項等）

事例募集の実施結果について（2月28日現在）

1 応募件数

計 206 件

（内訳）

郵送	98 件	（内 分かりやすい版 33 件）
F A X	19 件	（内 分かりやすい版 3 件）
Eメール	48 件	
持参	3 件	
ヒアリング（実施回数 1 回）	38 件	
計	206 件	

2 事例件数

計 735 件

① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など
637 件

② 障害のある方への配慮の良い事例

98 件

参考：障害別内訳

障害種別	事例数 (%)	障害種別	事例数 (%)
知的障害	12%	音声・言語・そしゃく機能障害	0.1%
精神障害	49%	内部機能障害	0.1%
発達障害	3%	難病	0.1%
視覚障害	6%	高次脳機能障害	0.1%
聴覚・平衡機能障害	9%	その他	15%
肢体不自由	6%		

※ 3月1日以降の応募もあり、集計作業中であるため、確定した数字ではありません。

寄せられた事例の分類について

○第3回検討部会が出された主な意見

- ・ 行政機関(市役所、区役所など)によるもの、事業者(お店、会社、病院など)によるもの、行政機関・事業者以外(近所の人、家族、友人など)によるもので分類するのがよいだろう。
- ・ 意図的な差別、意図しない(無意識に行ってしまう)差別の分類を入れてもよいのではないか。
- ・ 配慮が足りないことによる差別の分類を入れた方がよいだろう。
- ・ 分類の仕方が難しいと分かりづらくなってしまう。

⇒第3回の議論をもとに、検討用分類の表を修正(資料3 参照)

【委員に話し合っていたいただくこと①】

資料3の「検討用分類」について、分かりづらい点や、直した方がよい^{おも}と思^{てん}う点はありますか？

【委員に話し合っていたいただくこと②】

資料4の事例は、それぞれどの分類に入りますか？
また、そこに分類した理由は何ですか？

【委員に話し合っていたいただくこと③】

事例の分類作業は、本日の検討部会の意見に基づいて事務局が行い、それを検討部会であらためて確認するという進め方でよいですか？

検討用分類(案)

事例募集① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

			行政機関によるもの (市役所、区役所 など)	事業者によるもの (お店、会社、病院 など)	行政機関・事業者 以外によるもの (近所の人、家族、友人など)
「障害者差別」と考えられる事例① (絶対にしてほしくないこと、止めてほしいこと)	差別的取扱いをしたもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
	適切な配慮をしなかったもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
「障害者差別」と考えられる事例② (できればしてほしくないこと、止めてほしいこと)	差別的取扱いをしたもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
	適切な配慮をしなかったもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
「障害者差別」に該当しないと考えられる事例					

分類に応じた対応(課題)

事例募集① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

			行政機関によるもの (市役所、区役所 など)	事業者によるもの (お店、会社、病院 など)	行政機関・事業者 以外によるもの (近所の人、家族、友人など)
「障害者差別」と考えられる事例① (絶対にしてほしくないこと、止めてほしいこと)	差別的取扱いをしたもの	意識して行ったもの	(課題) ①差別的取扱いをしないために、②適切な配慮を行うために、どのような取組が必要か。	(課題) ①差別的取扱いをしないために、②適切な配慮を行うよう努力してもらうために、どのような取組が必要か。	(課題) ①差別的取扱いをしないように働きかけるために、②適切な配慮を行うよう働きかけるために、どのような取組が必要か。
		無意識に行ったもの			
	適切な配慮をしなかったもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
「障害者差別」と考えられる事例② (できればしてほしくないこと、止めてほしいこと)	差別的取扱いをしたもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
	適切な配慮をしなかったもの	意識して行ったもの			
		無意識に行ったもの			
「障害者差別」に該当しないと考えられる事例					

障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など(一部抜粋)

資料 4

区分	No.	困ったこと	障害種別	こうしてほしかったこと
1.障害のある方	5	ウェブサイトに「観劇サポート」のページはありますが、車いす対応のみで、聴覚障害、視覚障害への対応について書かれておりませんでした。	4.視覚障害 5.聴覚・平衡機能障害	
1.障害のある方	14	障害者同士のツアーを旅行代理店から断られる。	5.聴覚・平衡機能障害	旅行代理店が責任を持って手話のできる人を雇い入れる。
1.障害のある方	16	市役所や区役所の火災報知機や庁内放送について視覚による情報提供がない。(横浜市)	5.聴覚・平衡機能障害	視覚による情報提供をする。
1.障害のある方	23	横浜市内の消防団に加入したいと思ったところ、病気を理由に断られた。病気が回復したと伝えても病歴を理由に入団を断られた。	2.精神障害	病気が回復したと伝えても病歴を理由に入団を断られた。
1.障害のある方	29	市内の中学校の個別支援級に通っていた時、運動会や文化祭では一般級が参加する大縄跳びや合唱コンクールに参加できなかった。	3.発達障害	個別支援級の生徒が参加できる機会を増やしてほしい。
2.障害のある方の家族	33	習字教室の入会を障害があることを理由に断られた。	1.知的障害	

1.障害のある方	49	仕事内容をあまり教えてくれない。自分だけ名前を呼び捨てにされる。	1.知的障害	
1.障害のある方	68	クレジットカード会社からの連絡(若しくはクレジットカード会社への連絡)において、本人による電話しか認めず、本人が聴覚障害者であっても代理人による電話を認めない。及び、電話以外の方法を認めない。	5.聴覚・平衡機能障害	聴覚障害者が連絡を取れる方法を確保しないのは差別に当たります。聴覚障害者が連絡できる方法を確保する必要があります。
1.障害のある方	82	10年以上前になりますが、障害者の福祉施設が私の在住している住宅地に建設される時、何の説明もなく突然着工し住民の反対を押しつけて無理に建設されたため、現在でもなお近隣住民の障害者、特に知的障害者に対する偏見は容赦のない物であり、自分が知的障害であることを隠さなければならない状態である。今後も隠し通さなければならないのかと思うと辛いです。そのため時間がかかったとしても市外の施設に通所しているのはそういう理由です。まだまだ行政の方と住民との理解が追いついていないと思います。	1.知的障害	
1.障害のある方	92	横浜市からの情報提供を行うテレビ番組に字幕もしくは手話通訳がついているものについていないものがあつた。	5.聴覚・平衡機能障害	全ての番組に字幕もしくは手話通訳をつけてほしい。
6.不明	96	脱水を起こして救急病院へ行ったときに一応点滴はしてくれたが、精神病の人は精神病院へ行ってくださいと言われた。	2.精神障害	精神病があっても、身体の疾患の場合には、普通の人と同じように対応してもらえるようにしてほしい。

6.不明	197	市バス・地下鉄の割引(介護者)身体・知的には介護者は通常の半額になるが精神にはない。精神の人は一人で乗車するのが困難な人がかなりいる。	2.精神障害	精神の介護者にも市バス220円を110円にすべきである。
6.不明	208	身体障がい者の人は、就労の時に割と容易に受け入れられるのに、精神障がい当事者はそうでないところに差別を感じる。	2.精神障害	
6.不明	282	美容院 たくさんの中にいることが苦手なので、事前に電話して精神科に通っているのを配慮してほしいと伝えたら、はさみを扱っているので精神科に通っている方はお断りしますと言われた。	2.精神障害	
1.障害のある方	422	家族や介助者と一緒にいると、自分の事でも家族らに聞く。本人に聞いてくれない。	4.視覚障害 5.聴覚・平衡機能障害	本人に普通に聞いてほしい。
1.障害のある方	427	知人の住まいを不動産屋で探したことがあったが、障害があると断られる。	2.精神障害 4.視覚障害 6.肢体不自由	
1.障害のある方	431	病院の案内表示で、ピンク色のバックに白色の文字の物があつた。弱視の人にとって大変わかりにくい。	4.視覚障害	濃い色をバックにするなどの配慮を。
1.障害のある方	433	自動券売機、セルフレジの普及が進んでいるが、視覚障害者にとっては困る。	4.視覚障害	

3.障害のある方の支援者	440	市役所や区役所の方の説明や説明書類が、知的障害の方や自閉症の方には分かりづらいことが多い。絵や文字などを使って分かりやすく説明するなど一工夫お願いしたい。	1.知的障害	
1.障害のある方	457	労働組合の退会などで、「情報漏れは困る。」という理由で手話通訳をつけてくれなかった。さらに手話通訳者派遣事業実施要綱示して、「守秘義務」があることを説明しましたが、「そうはいつでも現実は違う。」と言われ、なかなか理解が得られませんでした。	5.聴覚・平衡機能障害	当時は障害者基本法がなかったので、派遣元の職員より労働組合に御説明いただき、ようやく手話通訳がつくことになりました。労働組合には、聴覚障害者への情報保障をもっと学習してほしいと思い、機会のあるごとにこの事例を話しています。
2.障害のある方の家族	460	障害のある家族が幼稚園に申し込んだとき、手帳を持っているならほかに行ってほしいと園長に言われた。	6.肢体不自由	障害者が通える園や学校の窓口を充実してほしい。
1.障害のある方	470	銀行では代読、代筆が金融庁でも認められている(平成23年～)が、周知徹底されていない。	4.視覚障害	上記の件について銀行に周知徹底してもらいたい。
1.障害のある方	475	オペラを見に行ったとき具合が悪くなりそうだったので頓服を飲むと、ついいびきをかいて寝てしまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んでいる人はこういうところに来る資格はないの」と言われた。	2.精神障害	

1.障害のある方	491	障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区役所から「手帳ができた」と電話で連絡があった。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてくれるのは配慮に欠ける。この時、たまたま、夫が在宅していたので、電話を受けたので取りに行くことができた。	5.聴覚・平衡機能障害	区役所からなぜFAXで連絡をもらえないのか？
1.障害のある方	540	電動車いすで、電車に乗り、降りる際、駅員さんがお迎えに来てくれなかったので、横浜まで行ってしまった。	6.肢体不自由	駅員さんをお願いしなくても、自由に乗降できるよう工夫してほしい。
1.障害のある方	543	障害者用のトイレの数が少ない。健常者が30分以上入っていることが多く、外出の時困っている。休日は特にひどくずっと我慢している。	6.肢体不自由	健常者用のトイレの数に対し、障害者用のトイレの数が少ないので、増やしてほしい。健常者用トイレが使用できる人は、障害者用のトイレが使用できないように徹底してほしい。しかし、短い時間なら大丈夫です。
1.障害のある方	568	市役所に電話をしても、話を理解してくれず、担当の係に電話を回してくれない。	3.発達障害	決めつけるし、人の話を最後まで聞かない。他の職員が身内をかばう。

今後の検討事項（確認）

- 1 寄せられた事例の分類ごとに、横浜市が行うべき取組について検討します。
- 2 障害者差別解消法において、地方公共団体が行う義務又は努力義務等とされている次のことについて、横浜市が行うべき取組について検討します。
 - ・ 合理的配慮に関する環境の整備【努力義務】
 - ・ 職員対応要領の策定【努力義務】
 - ・ 相談及び紛争の防止等のための体制整備【国・市の実施事項】
 - ・ 啓発活動【国・市の実施事項】
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会【できる規定】
- 3 1と2の検討結果を「横浜市への提言」としてまとめます（市独自の取組を含む。9月までを予定）。